

一般社団法人東京都北区サッカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都北区サッカー協会と称し（略称は、北区サッカー協会）、英語表記では、Tokyo Kita Football Association（略称は、TKFA）とします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都北区において、各種サッカー競技の普及・振興・発展を中心にして、豊かなスポーツ文化の創造、北区民の健康の増進や勤労者の福祉、高齢者の健康長寿、また幼児・児童や青少年の心身の健全な発達と豊かな人間性を涵養することを目的とします。また、地域社会の健全な発展にも寄与していきます。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業をおこないます。

- ① 各種サッカーまた各種スポーツ競技大会の企画・開催
 - ② 各種サッカーまた各種スポーツ競技教室や研修会の実施
 - ③ 各種サッカークラブまた各種スポーツ競技団体の育成と強化
 - ④ 各種大会への代表選手の派遣や関係諸団体への審判員・指導者の派遣
 - ⑤ 指導者や審判員、クラブ運営者の育成と研修
 - ⑥ 各種サッカー競技また各種スポーツ競技の研究と競技規則の研究、並びに国内外情報の収集と分析とその提供・開示
 - ⑦ 各種サッカー競技また各種スポーツ競技の公式記録の作成と保存及び指導資料の作成
 - ⑧ サッカー競技場や各種スポーツ・文化施設の管理・運営
 - ⑨ スポーツや健康、地域活性化のための講演会や研修会・ワークショップ等の企画・開催
 - ⑩ 功労者の表彰
 - ⑪ サッカーやスポーツ・健康・文化に関する広報活動、また応援のための物品販売やイベントの企画・開催
 - ⑫ 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
 - ⑬ この他この法人の目的を達するために必要な事業、及び付帯する業務のすべて
- 2 主たる事業を東京都内において、また事業によってはその一部を他道府県や海外においておこないます。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の各種会員によって構成され、このうちの正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とします。

- ① 正会員 この法人の目的と事業に賛同して入会した各種団体と、理事会が選定した運営役員
- ② 準会員 この法人に参加したい希望を持つ各種団体で、研修会などには参加することのできる者（基準を満たしたと理事会が認めたとき、正会員となることができます）
- ③ 支援会員 この法人を支援し協力関係を結ぶことのできる個人と団体（本人が希望し、基準を満たすと理事会が認めた場合、正会員となることができます）

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書と必要な書類を北区サッカー協会会長（法律上は、代表理事）に提出して、入会の申し込みをおこなうものとします。

- 2 入会は、本条第4項及び第5項に定める基準により、理事会において審査し、その可否を決定し、これを本人に通知することとします。
- 3 第2項の規定にかかわらず、競技団体の審査は、各種委員会が通常は代行するものとします。
- 4 正会員として入会を認める団体の基準は、次の各要件をすべて満たしていることです。
 - ① 団体の構成員のうち5割以上が東京都北区在住・在勤・在学の者であること、もしくは北区教育委員会が発行する施設利用のための登録カードを所持していること
 - ② 試合をすることができる選手の人数が常に在籍している団体であること
 - ③ 未成年者を主な選手とする団体においては、責任のある指導者や引率者がいること
 - ④ この法人の運営に協力する意志があり、また代表者がその能力を持っていること
- 5 団体ではない支援者個人を正会員として認める基準は、次の各要件を満たしていることです。
 - ① サッカーをはじめとするスポーツに関し十分な知識を持っていることをこれまでの活動を通して具体的に示すことができる、もしくは経理や法令に関する知識を有し、この法人の中であって、有効な助言また協働が可能な者であること
 - ② この法人の運営に協力する意志があること
- 6 第4項第5項の規定にかかわらず、昭和36年設立の任意団体「北区サッカー協会」に貢献をしてきたと理事会が認める団体は、正会員として認めます。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、(入会金及び会費として) 総会で別途定める額を支払う義務を負います。

- 2 前項の規定にかかわらず、正会員のうち理事会の選定した会員は、入会金もしくは会費の支払いを免除します。

(任意退会)

第8条 会員は、退会申込書を会長に提出し、任意にいつでも退会することができます。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができます。

- ① この定款その他の規則に違反したとき
 - ② この法人の名誉を毀損したまたは目的に反する行為をしたとき
 - ③ その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規程により会員を除名しようとするときは、当該総会の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければなりません。
 - 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければなりません。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- ① 会費の納入を1年以上おこたったとき
- ② 総社員(すべての正会員)が同意したとき
- ③ 当該会員の団体が解散したとき、及び当該会員が死亡したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成します。総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とします。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議します。

- ① 入会の基準ならびに入会金及び会費の額
- ② 会員の除名
- ③ 理事及び監事(以下、役員という)の選任または解任
- ④ 役員の報酬等の額

- ⑤ 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - ⑥ 定款の変更
 - ⑦ 事業の全部の譲渡
 - ⑧ 解散及び残余財産の帰属の決定
 - ⑨ その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 前項の決議以外に総会では、事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に関して理事会から報告を受けます。

（開催）

第 13 条 総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催します。

（招集）

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき北区サッカー協会会長が招集します。

- 2 すべての正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができます。

（総会の議長）

第 15 条 総会の議長は、会長（代表理事）とします。

- 2 会長が欠けたとき、また事故あるときは、業務執行理事のうちから理事会が指名した役員が総会の議長を務めます。

（議決権）

第 16 条 総会における議決権は、社員（正会員） 1 名につき 1 個とします。

（決議）

第 17 条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもっておこないます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもっておこないます。

- ① 社員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議をおこなわなければなりません。また、候補者が第 20 条に定めた定数を超える場合、過半数の得票を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選

任しなくてはなりません。

- 4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面（電磁的記録を含む）を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができます。この場合においては、第1項及び第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなします。
- 5 理事会において、総会に出席しない正会員が書面（電磁的記録を含む）で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができます。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第2項までの出席した正会員の議決権の数に算入します。

（決議の省略）

第18条 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなします。

（議事録）

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成します。

- 2 総会の議長は、前項の議事録に記名押印します。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置きます。前条の総会の決議の省略の意思表示を記録した書面についても同様とします。

第5章 役員

（役員の設定）

第20条 この法人に、次の役員を置きます。

- ① 理事 15名以上20名以内
- ② 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を北区サッカー協会会長とし、2名以内を副会長とします。また、2名以上4名以内を総務理事とします。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、総務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とします。
- 4 この法人は、女性役員の登用に努めます。

（役員の選任）

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任します。

- 2 会長、副会長、総務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定します。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者または三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることとします

- 4 監事は、この法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができません。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはなりません。

(理事の職務及び権限)

- 第 22 条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行します。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表して、その職務を執行します。
 - 3 副会長、総務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行します。
 - 4 会長、副会長、総務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。

(監事の職務及び権限)

- 第 23 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員ならびに使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができます。
 - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。
 - 4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくはこの定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならず、その場合において、必要と認めるときは、理事会の招集を請求することができます。

(役員任期)

- 第 24 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとします。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとします。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期満了の時までとします。増員によって選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とします。
 - 4 理事または監事については、再任を妨げませんが、理事の定年を就任時満 70 歳以下、監事の定年は就任時満 75 歳以下であることとします。
 - 5 理事または監事が第 20 条に定めた定数に足りなくなるとき、または欠けたときは、任期の満了または辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有します。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができます。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事は無報酬としますが、代表理事と業務執行理事及び監事には、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬等として支給できることとします。

- 2 理事及び監事の支払った経費に関しては、理事会で別に定める方法に従って、弁済します。

(損害賠償責任の免除)

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができるものとします。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 28 条 この法人には、理事会を設置します。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成します。

(理事会の職務と権限)

第 29 条 理事会の職務と権限は以下のとおりです。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 北区サッカー協会会長、副会長、総務理事の選定及び解職
- ④ その他理事会決議を要するものとして法定されている事項

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は会長（代表理事）が招集します。

- 2 会長が欠けたとき、また事故があるときは、副会長、総務理事のうちから理事会が選定した者が招集することとします。
- 3 ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は上記の招集の手続きを経ることなく開催することができます。
- 4 監事から理事会招集の請求があった場合は、会長は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなくてはなりません。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した業務執行理事とします。

(理事会の決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除いた理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなうものとします。

(理事会の決議の省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなします。ただし、監事がこの提案に異議を述べたときは、無効とします。

(理事会に対する報告の省略)

- 3 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを必要としません。
- 4 前項の規定は、第 22 条第 4 項に規定する報告については適用しません。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成します。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印します。ただし、会長（代表理事）の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印します。
- 3 理事会の議事録は、この法人の主たる事務所に 10 年間備え置かなければなりません。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記録した書面についても同様とします。

第 7 章 各種委員会

(常設委員会)

第 34 条 この法人には、事業遂行のためカテゴリー別の各種委員会を常時設置します。

- 2 常設の各種委員会の種別及び組織と運営に関する規定は、理事会が定めます。
- 3 常設の各種委員会は、通常は理事会に代わって会員の入会審査をおこないます。

(非常設委員会)

第 35 条 この法人内に、理事会は必要に応じた非常設の委員会を設置することができます。

- 2 非常設の委員会の組織と運営に関する規定は、理事会が定めます。

第 8 章 顧問

(顧問)

第 36 条 この法人に顧問を若干名置くことができます。

- 2 顧問は、退任した役員の中から、また北区区議会議員の中から理事会が選定し、北区サッカー協会会長が定時総会の際に委嘱します。
- 3 顧問は、重要事項について会長または理事会の諮問に応じるものとします。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとします。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに北区サッカー協会会長が作成し、理事会の承認を受けなければなりません。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとします。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第①号及び第②号の書類についてはその内容を報告し、第③号から第⑥号までの書類については承認を受けなければなりません。

- ① 事業報告
 - ② 事業報告の付属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
 - ⑥ 財産目録
- 2 第1項の規定により報告または承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとします。
 - ① 監査報告
 - ② 役員の名簿
 - ③ 役員の報酬等の支払い基準を記載した書類
 - ④ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 3 定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとします。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、役員名簿及び正会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとします。

5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければなりません。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長（代表理事）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第④号に規定する書類に記載するものとします。

(基金)

第 41 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができます。

- 2 この法人の基金の募集及び割当、払い込み等の手続きに関しては、理事会の決議を必要とします。
- 3 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しません。
- 4 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとします。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 44 条の規定はこれを変更することができません。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散します。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）においては、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとします。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできません。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとします。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告による方法によりおこないます。

第 12 章 事務局その他

(事務局)

第 48 条 この法人に事務局を置くことができます。

- 2 職員の任免は法律で別段の定めがある場合を除き、北区サッカー協会会長がおこないます。
- 3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定めます。

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定めます。

附則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりです。
(省略)
 - 2 この法人の設立時役員は、次のとおりです。
(省略)
 - 3 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成 31 年 3 月末日までとします。
 - 4 第 24 条第 1 項と第 2 項の規定にかかわらず、この法人の設立時役員の任期は、平成 31 年 4 月に予定する設立初年度の総会の終結の時までとします。
 - 5 第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、設立後速やかに作成します。
- (以上)